

サービスを利用するためには…

まずは地域包括支援センター（おとしより相談センター）や市の担当窓口にご相談しましょう



1 窓口にご相談します

介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センター（おとしより相談センター）や市の担当窓口（介護保険課・高齢福祉課）にご相談しましょう。
必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は…

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は、窓口で基本チェックリストを受けます。基本チェックリストの結果により、利用できるサービスが異なります。
また、基本チェックリストを受けた後でも、介護や支援が必要と思われるなどの場合は、要介護（要支援）認定の申請をご案内します。

くわしくはP29

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望する場合は…

2 市の窓口にて要介護（要支援）認定の申請をします

2 要介護（要支援）認定の申請をします

申請の窓口は介護保険課または那珂湊支所です。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請には以下のものが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名、医療保険者名、番号などを記入します。事前に確認しておきましょう。）
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

※申請書は市ホームページでダウンロードできます。

※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。

3 認定調査が行われます

認定調査

市の職員などが自宅等を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がいない場合は、介護保険課窓口にご相談ください。

認定調査を受けるときは…

- 利用者の普段の生活や身体の状況を、ありのまま伝えましょう
家族などに同席してもらい普段の暮らしぶりなどについて伝えてもらいましょう。
- 骨折や発熱、入院したばかり（急性期）の調査は避けましょう
いつもと違う体調のときは、正しい調査ができません。

4 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで判定されます。（一次判定の結果）
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が一次判定や主治医の意見書などをもとに総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P9

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P9

介護サービスは利用できません

基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者）。
また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P29

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から行うことができます。